

## 山口県国際総合センター広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県（以下「県」という。）が管理する山口県国際総合センター内の壁面等への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲出の場所及び規格等)

第3条 この広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

| 場 所             | 規 格  | 種 類  | 数 量          | 位 置          |
|-----------------|--|------|--------------|--------------|
| 国際貿易ビル<br>1階壁面  | B 2 版(728mm×515mm)又は<br>B 1 版(1,030mm×728mm) | ポスター | 県が指定<br>する枠数 | 県が指定<br>する位置 |
| 海峡ゆめタワー<br>入口壁面 | B 2 版(728mm×515mm)又は<br>B 1 版(1,030mm×728mm) | ポスター | 県が指定<br>する枠数 | 県が指定<br>する位置 |

(募集)

第4条 広告を山口県国際総合センターに掲出できる者（以下「広告主」という。）は、公募により募集する。

(決定)

第5条 知事は、前条の募集に対し、応募があったときは、要綱及び基準に基づき、応募者及び応募の内容について審査し、広告主として決定する。

2 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により決定した広告主が、第7条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(行政財産の使用許可)

第6条 前条第1項により契約の相手方として決定された広告主は、広告の提出をするに当たって、行政財産の使用許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第7条 知事は、前条により使用許可を受けた広告主と、広告掲出に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第8条 知事は、広告主が掲出しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告主に提出させ、これを審査するものとする。

2 知事は、前項の審査において、広告の内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告主に対し、広告の内容等の修正等を指示するものとする。なお、広告が掲出中であっても同様とする。

(契約の解除)

第9条 知事は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合

(2) 行政財産の使用許可が取り消された場合

(3) 契約の定めに違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適当でないと知事が判断した場合

(広告料の還付)

第10条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月12日から施行する。